

自転車の運転による交通の危険防止について、「道路交通法の一部改正に伴う『自転車運転者講習』の施行及び自転車事故防止の推進について」、広島市教育委員会より、依頼がありました。

つきましては、生徒の道路交通法の一部改正内容と自転車の交通ルール・マナーについて、ご家庭でもご指導をよろしくお願いいたします。

3年以内に危険行為を2回以上繰り返した者（14歳以上）に対し、県公安委員会が自転車運転講習会の受講を命ずることができることとなりました。

平成27年
6月1日
から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと

自転車運転者講習

を受けること
になります。

私はいつも
「ルール」と「マナー」
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…
など

- 信号無視
- 一時不停止
- 酒酔い運転
- ブレーキ不良自転車運転

●講習制度のながれ

危険行為を反復 → 受講命令 → 講習の受講

■受講命令違反…5万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

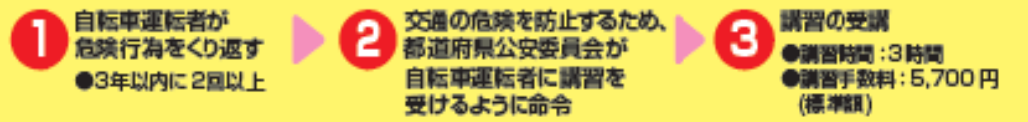
交通安全を守って
つぎの未来

自転車運転者講習の対象となる危険行為



- その他の危険行為**
- 通行禁止違反
 - 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
 - 通行区分違反
 - 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
 - 交差点安全進行義務違反等
 - 交差点優先車妨害等
 - 環状交差点安全進行義務違反等
 - 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ ※交通法令に違反した場合
→5万円以下の罰金



- 自転車安全利用五則**
1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 2. 車道は左側を通行
 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

自転車による交通事故は、自転車運転者の6割以上に何らかの法令違反が認められるそうです。自転車の交通事故を防止するために、ルール、マナーを守って安全な自転車利用を心がけましょう。